Ⅲ 公益法人の各機関の役割と責任

〈携帯版〉

（理事会・理事編）

— 公益財団法人の理事必携 —

（平成 28 年６月）

※　理事の皆様は、この必携を随時参照するようにしてください。
　また、全５種類の必携（公益社団の理事、監事、公益財団の理事、監事、評議員の各編）は、「公益法人 information」（https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html）に掲載しておりますのでご利用ください。

【理事の心得】

地位に伴う職責を果たす

→ 公益財団法人の理事は、理事会（株式会社における取締役会に相当）を構成する役員であり、その地位に伴う職責を果たさなくてはなりません。

全ての理事に義務と責任

→ 全ての理事は、常勤・非常勤、報酬の有無に関わらず、理事としての義務と責任を負っています。

国民からの信頼を裏切らない

→ 公益法人は、法律に基づき認定され、税制優遇を受けて活動する法人です。
　その理事は、国民からの信頼を裏切らないよう 常に自覚を持って職務を遂行する ことが必要です。

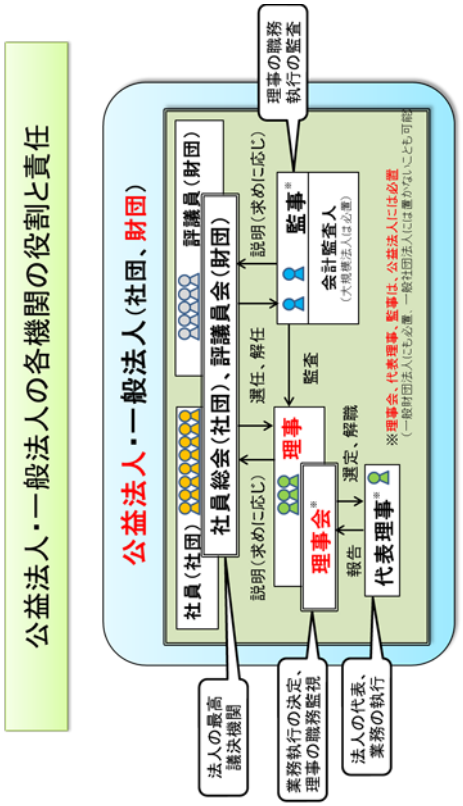

※　「公益法人の各機関の役割と責任」本体は、以下のＵＲＬから御覧いただけます。

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20140715_kakukikan.pdf

（注）

○「認定法」→「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成 18 年法律第 49 号）

○「法人法」→「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法律第 48 号）

【理事の義務・責任（１）】

○理事の義務には、主に以下のようなものがあります。

①善管注意義務

②忠実義務

③競業・利益相反取引の承認と報告

4へ

④評議員会における説明義務

⑤監事に対する報告義務

○理事が問われる可能性のある責任には、主に以下の２つがあります。

①法人に対する損害賠償責任

②第三者に対する損害賠償責任

4へ

【理事会・理事の権限（１）】

○理事会とは、法人の業務執行についての意思決定を行う機関であり、全ての理事は、その構成員として議決権を行使します。

○理事会の権限としては、主に以下のようなものがあります。

①法人の業務執行の決定
（法人法第 90 条第２項第１号、第 197 条）

②理事の職務執行の監督
（法人法第 90 条第２項第２号、第 197 条）

③代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
（法人法第 90 条第２項第３号、第 91 条第１項第２号、第 197 条）

7へ

④評議員会の招集の決定
（法人法第 181 条第１項）

⑤競業・利益相反取引の承認
（法人法第 84 条、第 92 条第２項、第 197 条）

⑥計算書類・事業報告の承認
（法人法第 124 条第３項、第 199 条）

7へ

○代表理事及び業務執行理事は、以下の権限を有します。

①代表理事
代表権及び業務執行権
（法人法第 77 条第１項、第 91 条第１項第１号、第 197 条）

②業務執行理事
業務執行権
（法人法第 91 条第１項第２号、第 197 条）

【理事の義務・責任（３）】

○具体的な事例としては、
　法人の経理を特定の職員に任せきりにしていたため、その職員が法人の預金を繰り返し横領していたことに長年気付かなかったといった場合、理事は、財産管理のために必要な善管注意義務を怠ったとして、責任を追及される可能性があります。

○また、以下のようなことも、善管注意義務に反するおそれがありますので、行わないようにしてください。

- 理事会に本人が出席しないで、代理人を出席させる。
- 委任状を用いた理事会運営を行う。
- 理事会や評議員会の決議案や議事録を作成する際に全く閲覧しないなど、理事会等の運営に適切に関与しない。
- 業務の実施や通帳の管理等を特定の理事・職員又は外部の業者等に任せきりにする。
- 職員等に理事個人の印鑑を預けて、事務的な手続を任せきりにする。

【理事の義務・責任（２）】

①理事は、法人と委任関係にある（法人法第 172 条）ことから、「善良な管理者の注意」をもって自らの職務を行う義務を負います（民法第 644 条）。

②理事は、法令及び定款を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務を負います（法人法第 83 条、第 197 条）。

③自己又は第三者のために法人と取引するなどの場合は、理事会の承認と取引後の報告が必要です（法人法第 84 条、第 92 条、第 197 条）。

④評議員会で評議員から特定の事項について説明を求められたときは、その事項について必要な説明をしなければなりません（法人法第 190 条）。

⑤法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、その事実を監事に報告しなければなりません（法人法第 85 条、第 197 条）。

①任務を怠ったことにより法人に生じた損害を賠償する責任（法人法第 111 条、第 198 条）

②職務について悪意又は重大な過失があったときに第三者に生じた損害を賠償する責任（法人法第 117 条、第 198 条）

【理事会・理事の権限（２）】

○以下の事項は理事会決定事項であり、その決定を理事に委任することはできません（法人法第 90 条第４項各号、第 197 条）。

- 重要な財産の処分及び譲受け
- 多額の借財
- 重要な使用人の選任及び解任
- 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- 定款の定めに基づく役員等の責任の免除

○代表理事及び業務執行理事は、業務執行権に関し以下の義務があります（法人法第 91 条第２項、第 197 条）。

- ３か月に１回以上又は毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上（その旨定款で定めた場合）、自己の職務の執行状況を理事会に報告

○なお、代表理事及び業務執行理事以外の理事には、代表権及び業務執行権はありません。

【行政庁による監督】

○認定法に規定された公益法人に対する行政庁の監督措置には、以下のようなものがあります。

- 報告徴収、立入検査（第 27 条第１項）
- 勧告、命令（第 28 条第１項、第３項）
- 認定取消し（第 29 条第１項、第２項）

【罰則】

○法人法に規定された主な罰則

〈理事等が対象〉

- 特別背任罪（７年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又は併科）（第 334 条）
- 法人財産処分罪（３年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金又は併科）（第 335 条）
- 贈収賄罪（５年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金）（第 337 条第１項第１号）

○認定法に規定された主な罰則

〈理事等及び法人が対象〉

- 不正な手段で公益認定や変更認定を受けた者の罪（６月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）（第 62 条）
- 不正な目的で他の公益法人と誤認されるおそれのある名称又は商号を用いた者の罪（50 万円以下の罰金）（第 63 条）

〈理事等が対象〉

- 名称又は代表者の氏名の変更や合併等の届出をしない、又は虚偽の届出をする。（50 万円以下の過料）（第 66 条第１号）
- 毎年の事業報告を提出しない、又はこれに虚偽の記載をして提出（50 万円以下の過料）（第 66 条第２号）